

告示

埼玉県告示第百十一号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

幸手市栄地区

四 作業期間

令和元年五月二十日から令和二年五月三十一日まで